

30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書

子どもたち一人一人が大切にされ、豊かな人間関係の中で教育が行われることは保護者・地域住民・教職員共通の願いである。そのために、小・中学校の全学年における30人以下学級の実現等が可能となる教育条件整備のための教育予算の確保が不可欠である。

日本は、OECD諸国に比べて、1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多くなっているにもかかわらず、平成30年度から国による教職員定数改善計画のない状況が続いている。また、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国負担割合は2分の1から3分の1に引き下げられ、自治体財政を圧迫するとともに、非正規雇用者の増加などに見られるように教育条件格差も生じている。自治体が見通しをもって安定的に教職員を配置するためには、国段階での定数改善計画の策定・実行が必要である。

さらに、子どもの貧困への対応、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の施行に伴う障がいのある子どもへの合理的配慮、外国につながる子どもたちへの支援、深刻化するいじめ・不登校などへの対応など、学校を取り巻く状況は複雑化、困難化している。また、学校に求められる役割は増大している。一人一人の子どもたちへのきめ細かな指導・学びの質を高めるための教育には、教職員定数改善が不可欠である。

新潟県では平成13年度から小学校1・2年生において、県独自で32人以下学級が導入された。また、平成27年度からは、小学校3年生から中学校3年生まで35人以下学級が拡充され、小・中全学年での少人数学級が実現した。全国的にも少人数学級を拡大する自治体が増えている。しかし、小学校5年生からの35人以下学級については「1クラス25人以上」の下限設定があり、すべての学校で実現しているわけではない。

子どもたちに豊かな教育を保障することは極めて重要である。子どもたちが全国どこに住んでいても教育の機会均等が担保され、教育水準が維持・向上されるように次の事項を強く要望する。

記

- 1 少人数学級を推進すること。その際の学級規模は、OECD諸国並みの豊かな教育環境を整備するため、30人以下とすること。
- 2 教育の機会均等と水準の維持・向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の国負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和2年6月29日

新潟県村上市議会

提出先

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿
内閣官房長官 菅 義偉 殿
財務大臣 麻生 太郎 殿

文部科学大臣 萩生田 光一 殿
総務大臣 高市 早苗 殿